

## 随意契約理由書

1. 修繕名称 : 水質試験所イオンクロマトグラフ修繕（緊急）

2. 契約相手方 : 株式会社ジェイ・サイエンス関西大阪支店

### 3. 随意契約理由

水質試験所では、事業活動に伴い発生する工場排水中に含まれる有害物質を測定しており、得られた結果を事業者への行政指導や行政処分の根拠として用いている。

今般、ふっ素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素及びアンモニア性窒素などのイオン成分を測定するイオンクロマトグラフにおいて、本体内部の劣化により測定精度が低下していることが判明したものである。

このため、日々搬入される工場排水の分析が行えず、排水基準値を超える排水が下水処理場に流入した場合、生物処理に重大な支障をきたすだけでなく、必要以上の大量の薬品を投入し処理しなければならなくなる。また、そのような排水が河川に放流された場合は、自然環境の破壊に直結するとともに、下水管の腐食などの影響、周辺住民の生活環境の悪化も懸念され、市民の生命・財産に影響を及ぼすことから至急、修繕の必要がある。

上記業者は製造元であるサーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社の保守サービスを受け持つ本局に対する唯一の事業者であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、随意契約を依頼するものである。

### 4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び5号

### 5. 担当部署

下水道部施設管理課 水質試験所

## 随意契約理由書

1 修繕名称

長吉アンダーパス冠水表示板修繕（緊急）

2 契約相手方

株式会社 MARUWA SHOMEI

3 随意契約理由

本件は長吉アンダーパスにおいて道路の冠水状況に応じて通行禁止等の交通規制表示をおこなう道路情報板の画面が表示されなくなり、道路利用者に注意喚起を促すことができず、交通事故等の発生を招く危険性があるため修繕を行うものである。

なお、本設備は上記業者が設計製作したものであり、故障した部品の取替には既設設備の構成及び取替部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要である。また修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

企画部 工務課（道路公園設備担当）

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

越中公園ほか6公園遊具修繕

## 2 契約相手方

株式会社 ニシオカ

## 3 随意契約理由

本件は、中大江公園・城南公園・西船場公園の2連ブランコ、高台橋公園の幼児用ブランコ、越中公園・森之宮公園・銅座公園の複合遊具について修繕を行うものである。

中大江公園・城南公園・西船場公園については、2連ブランコの座板腐朽及び取付け金具の摩耗、高台橋公園については、幼児用ブランコの座板腐朽及び取付け金具の摩耗、越中公園・森之宮公園・銅座公園については、複合遊具の転落防止パネルが破損しているため、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから、修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所  
大阪城公園事務所

## 随意契約理由書

1 修繕名称

万代池公園ほか2公園遊具修繕

2 契約相手方

内田工業株式会社

3 随意契約理由

本件は、万代池公園、阪南公園に設置されている複合遊具と沢之町公園の児童用ブランコの修繕を行うものである。

現在、万代池公園と阪南公園に設置されている複合遊具のラバークッションマットがはがれており、万代池公園に設置されている複合遊具に至ってはすべり面に亀裂が生じている。又、沢之町公園に設置している児童用ブランコの座面に亀裂等が生じているため、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和3年度複合型ガス濃度測定器（道路・河川管理用）修繕

## 2 契約相手方

新コスモス電機株式会社

## 3 随意契約理由

複合型ガス濃度測定器は、酸素欠乏症・硫化水素中毒等の危険が予想される共同溝・道路排水ポンプ場内排水ピット等の道路及び河川施設内での作業において、酸素・硫化水素・可燃性ガスを測定する機器である。

本件は当機器の繰返し使用によって各センサー・フィルター等の部品が消耗することによる誤作動等を回避するために、機能点検、部品の取替を行うものである。

新コスモス電機株式会社は当機器を製作し、製作会社独自の技術を用いた機能点検、部品取替及び部品の調達が可能で唯一の業者である。

以上のことから、新コスモス電機株式会社を契約相手方として随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局企画部工務課

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

西淡路公園ほか2公園複合遊具修繕

## 2 契約相手方

株式会社コトブキ

## 3 随意契約理由

本件は西淡路公園、十八条東公園、御幣六公園に設置されている複合遊具の修繕を行うものである。

現在、西淡路公園に設置されている複合遊具の階段部に腐食およびラバー破れが生じており、十八条東公園に設置されている複合遊具においては、手摺台座部分が損耗しており、柵とデッキ部においては隙間が生じている。また、御幣六公園に設置されている複合遊具において、ラダー足かけ部被膜破れ、階段部・デッキ部に腐食およびラバー破れが生じていることから、来園者に継続的に安全な遊具として提供するため、修繕を行う必要がある。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 十三公園事務所

## 随意契約理由書

1. 修繕名称：水質試験所有機炭素分析器修繕（緊急）
2. 契約相手方：島津サイエンス西日本株式会社 大阪支店
3. 随意契約理由

水質試験所では今回修繕する有機炭素分析器を用いて下水中の全有機炭素(TOC)及び無機炭素(IC)を測定し、安定的な下水処理場維持管理を行っているが、今般、本体内部の不具合により測定精度の著しい低下が判明した。

下水処理場において、TOC 及び IC の測定結果は運転管理の指標に用いているが、現在分析が行えず維持管理業務に支障をきたしている。また、排水基準値を超える排水が河川に放流された場合は、自然環境の破壊に直結するとともに、住民の生活環境の悪化も懸念され市民の生命・財産に影響を及ぼすことから、至急、修繕する必要がある。

上記業者は製造元である株式会社島津製作所の保守サービスを受け持つ唯一の事業者であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号
5. 担当部署  
下水道部施設管理課 水質試験所

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

扇町公園駐車場防火シャッター等修繕

## 2 契約相手方

株式会社鈴木シャッター

## 3 随意契約理由書

本件は、扇町公園駐車場内に設置されている全ての防火シャッターに危害防止装置を設置するとともに、一部の防火シャッター及び防火扉に生じている開閉不良を修繕するものである。

平成17年の建築基準法施行令の改正により、防火シャッターには危害防止装置の設置が義務付けられているが、当該駐車場の防火シャッターは法改正前に設置されたものであるため、取り急ぎ危害防止装置の設置を行う。

また、一部防火シャッター及び防火扉について、開閉不良が生じているため、万が一の火災時に、正常に稼働するよう修繕を行う。

本防火シャッター及び防火扉は、上記業者が設計製作したもので、修繕用の取付け部品は他社では製造していない。また、防火シャッター及び防火扉について、性能の安全性を確保するため、修繕後も一貫して性能責任を持たせる必要があることから、上記業者と特名随意契約を行う。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局公園緑化部調整課



## 随意契約理由書

1 案件名称

平成 29 年度下水道総合情報システム用パソコン等機器一式 長期借入（再リース）

2 契約の相手方

三菱 HC キャピタル株式会社

3 随意契約理由

本市では ICT の利活用を推進し、一層の市民サービスの向上と行政運委の効率化・高度化に取り組むために、平成 13 年度より市内情報ネットワークを利用したパソコン等機器の導入を進めてきており、当該機器は平成 29 年度に導入したものである。

本借入契約は令和 4 年 2 月 28 日付けで借入期間が満了するため、引き続き新規契約による機種更新を行う必要があるが、再リースが可能な案件については、経済的に安価となるため積極的に進めていくこととしている。本案件は、先日再リースが可能であると判明したので再リースにより当該機器の借入期間の延長を行うものである。

以上のことから、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号（現に契約履行中の業者に引き続き実施させたいとき、期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき）により、引き続き、上記契約相手方と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

建設局企画部工務課